委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○ 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	東京都		
3. 市区町村名	江東区		
4. 届出番号	7		
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.koto.lg.jp/012111/dokuziriyou.html		

執行機関名 江東区長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの(日常生活用具)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年12月江東区条例第45号)別表2 第14の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	江東区重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱第1条
	福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び</u> <u>障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社 会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活	第一条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づく地域生活支援事業として、在宅の重度心身障害者(児)及び難病患者等に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより日常生活の便宜を図り、もって重度心身障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		江東区重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱